

## 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令、青森県地域防災計画等に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法の適用を受ける地震、津波、風水害、原子力災害等の災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要な者
- 二 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要な者
- 三 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- 四 乳児及びその保護者
- 五 妊産婦及びその介助者
- 六 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮が必要と認める者

### （協力の範囲）

第3条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- 一 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- 二 乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- 三 前各号の業務に係る乙の組合員等との調整

### （協力の要請）

第4条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、前条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。

(要請への対応)

第5条 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに回答文書を送付するものとする。

2 乙は、要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員に調査を行い、要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数及び期間等を取りまとめ、前項の回答と併せて甲に報告するものとする。

3 甲は、市町村と協力して、乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するとともに、乙と協議のうえ宿泊施設を選定し、当該要配慮者等への支援を実施するものとする。

(協力の期間)

第6条 第3条第1号に規定する業務の期間は、乙の組合員の宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

(実績の報告)

第7条 乙は、第3条各号に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙が第3条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙及び乙の組合員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消しがあった場合は、甲及び要配慮者等に対し、取消料等の損害賠償は要求しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び乙の組合員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月17日

青森県青森市長島1丁目1番1号

甲 青森県  
青森県知事 三村 申吾

青森県青森市本町2丁目3番4号

乙 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理事長 中山 大輔